

狭あい道路後退用地の私道整備委託のご案内(区施工)

狭あい道路拡幅整備事業に基づき、区が私道の拡幅工事を行うには、「整備委託工事申請」の手続きをしていただく必要があります。区が私道の拡幅工事を行う場合の条件や提出書類等は下記のとおりです。

1 整備委託工事の内容

- (1) L形側溝等を道路後退線に沿って移設又は設置します。
- (2) 後退用地の舗装を行います。

※区の拡幅工事は、**建築工事（外構工事）後**になります。

2 区が私道を拡幅整備工事できる条件

- (1) 後退幅が10cmを超えること。
- (2) 申請敷地と隣接する敷地の民境界が確定されていること。
- (3) 後退用地内の構造物等が全て撤去されること。(隣地との共有塀を含む)
- (4) 現況道路にL形側溝等が設置されており、アスファルトやコンクリートで舗装されていること。
- (5) 後退用地が接する私道及び隣地の土地所有者の承諾を得ていること。(『4 私道及び隣地の土地所有者の承諾について』参照)

3 提出書類

- (1) 整備委託工事申請書(別記第4号様式)

建物完成(外構工事に入る前)の約3ヶ月前までに提出してください。

整備委託工事申請書の下段の欄に、後退用地が接する私道及び隣地の土地所有者の承諾が必要です。

承諾が得られない場合は区で工事を行うことができません。自主整備に協議変更手続きをお願いします。

- (2) 誓約書(別記第4号の2様式)

4 私道及び隣地の土地所有者の承諾について

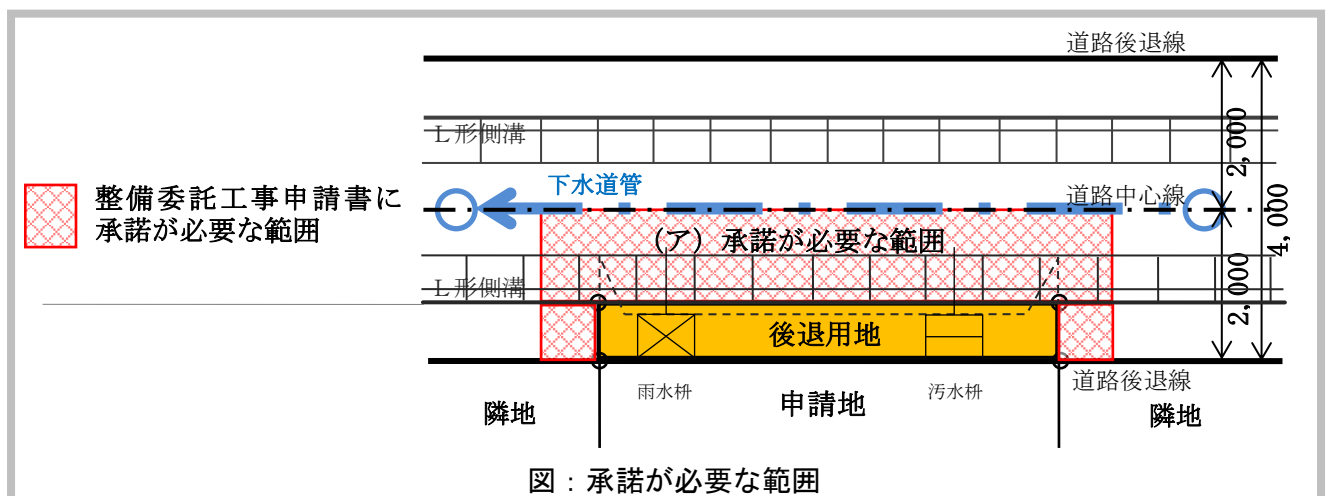
- (1) 整備委託工事申請書に承諾が必要な範囲

区の拡幅工事では、既存のL形側溝等を道路後退線に沿って移設又は設置するとともに、雨水の排水経路を適切に確保するため、隣地にまたがるL形側溝等とのすりつけ工事を行います。また、雨水枡・汚水枡を下水道管に接続する工事を行います。そのため、下図(ア)の範囲について土地所有者の承諾が必要となります。

- (2) 拡幅工事の影響がある範囲

拡幅工事時には施工箇所の周辺は車両通行止めになり、工事車両の通行及び工事の作業帯として使用させていただく必要があります。そこで、拡幅工事の影響がある範囲の土地所有者及び権利者に対して、整備委託工事申請書に承諾は必要ありませんが、区が拡幅工事を行うことを事前に伝え、同意を得ておいてください。

その後、区の拡幅工事前に区施工業者が、拡幅工事の影響がある住宅に『工事のお知らせ』を配布し、工事日程や工事内容、車両の通行止め等についてお知らせいたします。



5 整備委託工事後

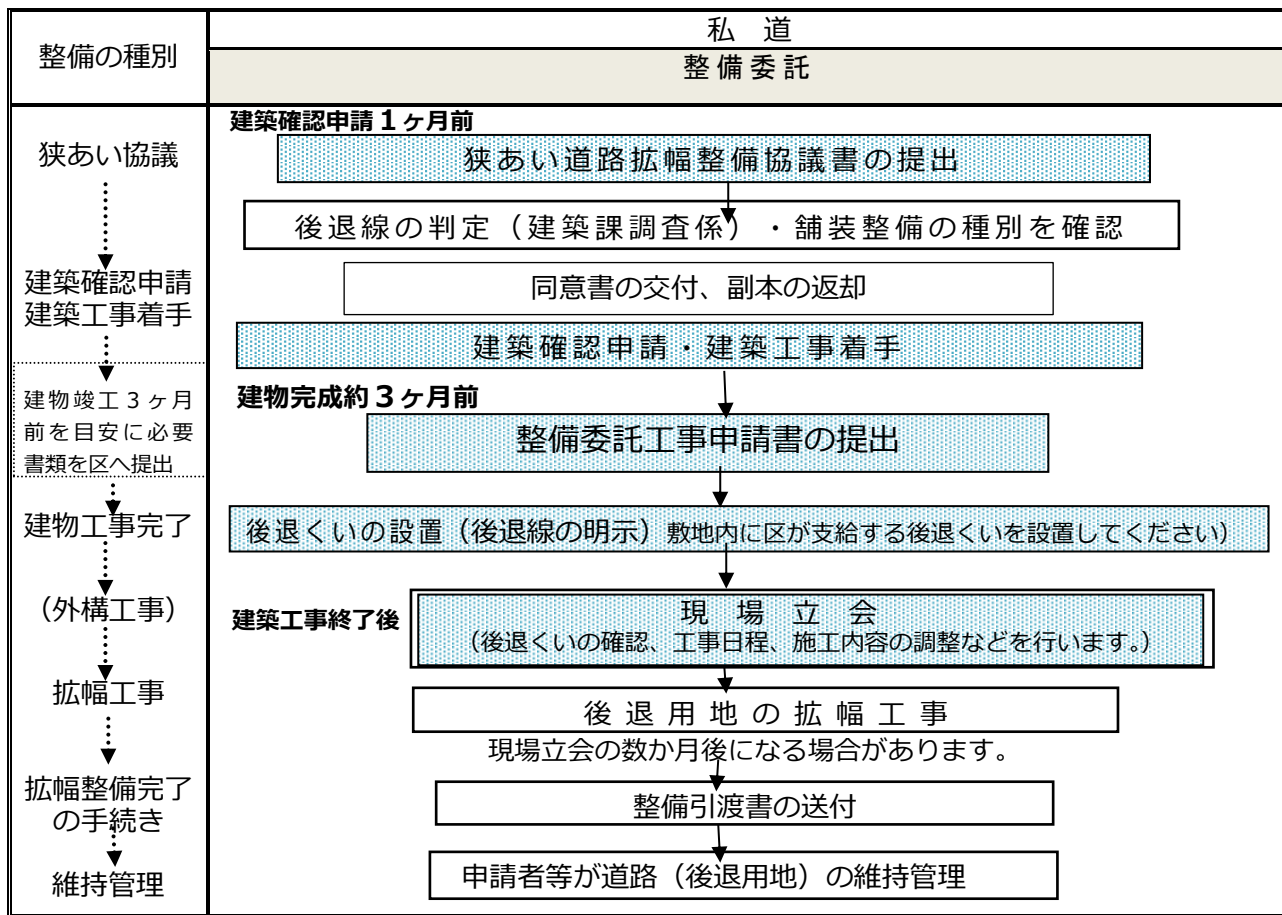
- (1) 後退した部分については土地所有者等が、一般交通の用に供するよう適正に維持管理してください。
- (2) 道路状に整備した後退部分は、申告により固定資産税・都市計画税が非課税扱いになります。

【問合せ先】目黒都税事務所土地班 TEL. 03-5722-9096

【狭あい道路拡幅整備（私道整備委託）の手順】 凡例

申請者等が行うこと

区が行うこと



【区に拡幅工事を依頼する場合の準備事項（現場立会等）】

※区の工事は、建築工事（外構工事）後になります。

(1) 代理人と区で「現場立会」を実施し、実際の整備工事の施工範囲や整備内容・日程を決定します。
工事日程・舗装方法・L形側溝等の施工内容については（整備工事を行う）区の判断となります。

(2) 「現場立会日」の設定について

代理人は、現場の外構業者、設備業者に次の事項を必ず伝え、実施の確認をしたうえで、区へ連絡してください。区では現地を確認後、立会日を設定します。（1か月程度かかる場合もあります）

①後退用地は、前面道路と同じ高さにすること。

②後退用地内の構造物、樹木、埋設物等（既存の塀、隣地境にある塀、門扉、コンクリート等の塊、擁壁、水道メーター、ガス管等の埋設管、止水栓、宅内樹）の移設・撤去

③規定深度より浅い水道管等の是正（道路から引き込む供給管は計画L形側溝天端高さより、土被りを最低50cm以上を確保してください。）なお、後退用地内での横引きは行わないでください。

④足場や後退用地内の仮囲い、仮設トイレ、養生板、覆工板、仮設引込柱、仮設物等の撤去

⑤区が支給した後退くいの設置（建築敷地内に設置して後退線を明示）

(3) 拡幅整備工事の施工範囲内にある民家の測量・境界鋸及び杭は、拡幅整備時に撤去となります。

区で復元はできませんので、代理人等で事前に確認し、必要があれば宅地内に移設するか施工後の復元をお願いします。

(4) 外構工事等を行う場合には、塀、塀の基礎、ブロック、フェンス、擁壁、土間コンクリート等は、L形側溝の移設に支障が出ないように、道路後退線から敷地側に余裕幅（2cm程度）を残して施工するようお願いします。

また土間コンクリート等の打設高は、拡幅整備工事後の道路高さを考慮した上施工してください。

※区の拡幅工事は、予算の範囲内で行なっているため、翌年度になる場合があります。

翌年度になる場合は、例年5月中旬頃から順番に立会を行った後に拡幅工事を行います。